

令和4年10月7日

所属長各位

市長 上崎勝規

### 令和5年度の予算編成について（通知）

令和5年度の予算編成に当たっては、下記の事項に留意のうえ、手続きを進めるよう通知する。

#### 記

内閣府の月例経済報告(9月)によると、「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについても、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。

ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を迅速かつ着実に実行し、「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものにするとしており、その上で、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ（新規創業）への投資」、「GX（グリーントランスフォーメーション）への投資」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）への投資」の分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進するとしている。

さらに、第210回国会における岸田内閣総理大臣の所信表明演説においても日本経済の再生を最優先の課題とし、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野として取り組み、この物価高から国民生活と事業活動を守り抜くとしている。

一方、本市の財政を概観すると、令和3年度決算は、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、国税収入の増額補正に伴い普通交付税が増収したことにより、財政調整基金を取り崩すことなく決算が行え、実質単年度収支が6年ぶりの黒字に転じた。ただし、国税の増収に伴う地方交付税の配分増の影響によるものであり、恒常的に続くものではないと考えており、ふるさと納税の減収なども踏まえ決して楽観視できる状況ではない。

財政健全化の指標については、基金残高の増による将来負担比率の改善や実質公債費比率と経常収支比率についても改善傾向にあるものの、令和4年度末には基金残高が減となる見込みであり、将来負担比率の悪化が想定される。

また一方で、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻の影響による原油価格・物価高騰により、市民の日常生活や経済

活動に甚大な影響を及ぼしており、引き続き、地域経済対策や生活支援策に取り組む必要がある。

令和5年度において、歳入面では、市税収入についてはウィズコロナによる消費回復により一定程度の税収は見込めるものの、企業業績については原油等の輸入価格高騰の影響による悪化も懸念され、先行きへの不透明感が増す状況である。

また、ふるさと納税制度の指定団体からの取消しにより、これまで堅調に伸びてきた寄附金収入が見込めなくなったことで、少しでも多くの自主財源確保に努めなければならない。

歳出面では、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策などの費用負担に加え、国際的な原材料価格の上昇や円安を背景とした原油価格・物価高騰による燃料費、光熱水費などの経常経費の増加が避けられない状況で、さらに厳しさを増していくことから、事務、事業の見直しを一層徹底し、効率的、効果的な行政運営を着実に進めていくことが求められる。

そのために、長期的な視点に立って定める「財政運営方針」と中期的な視点から歳入確保や歳出抑制の具体化に取り組む「第2次行政改革実施方策」を着実に進めることで、歳出削減に加えて、歳入確保に取り組み、収支均衡が図れる持続可能な行政運営基盤の確立に努めていくこととしている。

加えて、将来に渡り公共施設等を適切に維持管理し、本市の財政状況に見合った施設総量に転換を図っていくために「個別施設計画」の着実な実施に努める必要がある。

このような中、令和5年度予算は、新たに策定する新洲本市総合計画（後期基本計画）と第3期洲本市総合戦略の計画初年度に当たることから、未来の本市の姿を見据え、計画に沿った施策の積極的な展開を図る考えである。

財政面では厳しい状況が見込まれるが、こうした状況下にあっても、

◇「子どもたちへの未来投資」

◇「活力とにぎわいへの未来投資」

◇「安全・安心への未来投資」

を3本柱に据え、夢や希望を持てるまちを市民とともに作り、「ずっと住みたい洲本」の実現に向け、尽力していかなければならない。

これらの未来の洲本市のための新たな取組については、「新総合計画・新総合戦略」枠として、要求上限額を設けないこととし、創意工夫をこらし、持続可能かつ効果的なものとなるよう各部局からの積極的な提案を期待する。

各所属長におかれては、令和5年度予算編成にあたり、以上の観点を十分に踏まえ、各部局・各課室の経営者であるとの認識を持ち、職員の力を最大限に活かしながら、前例にとらわれない柔軟な発想と民間活力をうまく取り入れながら、積極的な姿勢で予算要求に臨むことを強く求めるものである。

また、令和3年度決算監査及び決算審査特別委員会での意見等についても十分配慮のうえ、改善に向けての取組を加味したものとすること。

## 1 予算要求基準

上記の令和5年度予算編成方針のとおりとし、「経常経費」、「臨時経費」に加えて「新総合計画・新総合戦略」枠を設ける。

### (1) 経常経費、臨時経費の指示基準

- ・ 経常経費：原則として令和4年度9月補正予算（第4号後）における経常経費充当一般財源の概ね95%
- ・ 臨時経費：別途通知する各部毎の要求枠の範囲内

#### 【留意事項】

- ※ 個々の経費を一律に削減するような要求は厳に慎み、市民ニーズを踏まえ施策の選択と集中に留意すること。
- ※ 指示額の範囲であっても査定対象であることに留意すること。
- ※ 新規事業については、以下の「新総合計画・新総合戦略」枠を積極的に活用し、経常及び臨時経費については必ず指示基準内で要求すること
- ※ 「サマーレビュー2020」及び「第2次行政改革実施方策のフォローアップ」の結果を令和5年度以降の予算に継続して反映していくこと。
- ※ 不用額を極力生じさせないよう、必要となる予算についての確に見積もり、真に必要な額を精査のうえ、不用額の抑制に努めること。

### (2) 「新総合計画・新総合戦略」枠の指示基準

- ・ 未来投資のための3本柱に基づき、「ずっと住みたい洲本」の実現に向けた前例にとらわれない取り組みを目指す要求については、上限を設けず「新総合計画・新総合戦略」枠として取り扱い、予算編成過程においてその取扱いを検討する。とりわけ、民間活力を活かし、これらと積極的に連動しながら地域のにぎわいの創出を視野に入れて要求すること。

#### 【留意事項】

- ※ 上記事業は、原則、未来投資の3本柱を推進し、「新総合計画・新総合戦略」を具体化する新規事業を対象とする。上記以外の新規事業は、臨時経費の枠内で要求すること。

### (3) シーリング対象外の経費

- ・ 人件費、公債費、債務負担行為設定事業（指定管理委託等経常経費にかかるものは除く）
- ※ 人件費扱い経費について  
年間を通じて雇用する会計年度任用職員の報酬・給料・職員手当、共済費ただし、総務課との協議が整っていないものは除く。  
なお、会計年度任用職員の必要性については要求時に精査するため、新規・継続を問わず、配置の考え方を整理しておくこと。
- ・ その他指定する事業

### (4) 特別会計・企業会計（一般会計からの繰出金・補助費を含む）

- ・ 特別会計、企業会計についても上記要求基準を準用すること。

## 2 各分野における基本的な留意事項

### (1) 歳入

#### ① 市税

- ・新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響による経済動向や地方税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積もるとともに、課税客体の的確な把握、効率的な滞納整理、徴収率の一層の向上を図り、適正な予算計上に努めること。

#### ② 地方交付税、地方譲与税、市債等

- ・地方財政計画及び地方債計画等の動きを十分考慮し、的確に見積もること。
- ・過疎債については、本市への配分枠もあり、財政課で充当方針を定め予算充当を行うことから、事業課においては(各事業債)で要求すること。

#### ③ 国・県支出金

- ・国、県の施策の動向を的確に把握し、近年の補助金等の内示傾向を分析したうえで積極的に財源の確保に努めること。  
また、補助制度に該当するように、事業の見直しについても検討すること。
- ・特に、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策のための補助制度の創設・拡充については、部局間で情報共有し、活用すること。
- ・国、県補助事業であることを理由に安易に予算化をすることなく、本市にとっての必要性等について十分検討したうえで積極的に活用すること。

#### ④ 使用料・手数料

- ・決算審査意見書にあるとおり、公平性確保のため収入未済の未然防止に向けた効果的な収納対策を講じることにより、収納率向上に努めること。
- ・受益者負担の原則、公平性の観点から、受益と負担の適正化に取り組み、的確に見積もること。

#### ⑤ 財産収入

- ・財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、未利用財産のうち、事業化が見込めないものについては処分や貸付を積極的に進めて、収入の確保に努めること。
- ・特に、現在無償もしくは低額で貸付している財産については、その妥当性を検証すること。

#### ⑥ その他

- ・市税はもとより、保育料、市営住宅使用料、下水道使用料、貸付金等については、公債権、私債権（債務名義の取得）とともに法令及び条例等の規定に基づき適切に徴収を実行し、未収入金の縮減に努めること。
- ・ふるさと納税制度の指定団体からの取消により、寄附金収入が見込めないため、広告料収入など金額の多寡に関わらずあらゆる面で創意工夫を行い、自主財源確保に取り組むこと。

## (2) 歳出

### ① 事務事業

#### (見直しに当たっての基本的考え方)

- ・漫然と事業を継続させることは厳に慎み、事業の新陳代謝を促進するため既存事業の見直し(廃止)・統合を併せて検討し、財源の捻出に努めること。
- ・社会経済情勢の変化、地方財政措置の状況、民間との役割分担、民間活力の活用について常に意識するとともに、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点も踏まえたうえで、事業の必要性、優先度、実施手法等を総合的に検討すること。
- ・国、県補助金を受けて事業執行してきたもので、その補助金が廃止されるものについては、真にやむを得ないもの以外は廃止を検討すること。
- ・これまでふるさと洲本ももっとも応援基金を財源として実施してきた事業については、ふるさと納税の対象から除外され新たな収入が見込めなくなったことから、真に必要な事業内容に見直しを図ること。

#### (新総合基本計画・新総合戦略への対応)

- ・両計画に掲げる本市の将来像の実現に向け、まちづくりを一步前に進める新たな施策について、社会の変化に伴う市民ニーズの把握に努め、民間活力も活かしながら施策展開を図ること。

#### (新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰への対応)

- ・新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな常識」を的確に捉え、コロナ禍から得た教訓を活かしたまちづくりに取り組むこと。
- ・原油価格・物価高騰については、これまでの消費者物価指数の上昇、物資の供給状況を踏まえ判断するとともに、仕様の変更による事業費の抑制、代替手法の検討など、単に歳出の増加だけではない手法が選択できないか、十分に整理し、場合によっては、受益者負担の増加などについても検討すること。  
また、物価高騰の影響が長期化することが見込まれる場合は、その支援策についても検討すること。

#### (行政のデジタル化への対応)

- ・策定を進めている「洲本市DX推進計画」を踏まえ、市民の利便性向上と業務の効率化に取り組むこと。
- ・地方公共団体の情報システムの標準化(令和7年度末までに移行)に伴うシステム構築等にあたっては、二重投資とならないよう国・県の動向に留意し、運営開始後の仕様変更や保守管理において、業者の変更選定が可能となるよう標準仕様での構築に留め、原則としてカスタマイズは行わず、真に必要なものについてのみ留めること。
- ・令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、対象となる施設使用料、有料駐車場代金及び広告料など、制度の趣旨に基づき、適切に対応すること。

### (成果重視の施策展開)

- ・議会審議や事務事業評価等を通じて、指摘等のあった事項について、改善に取り組み、その内容を予算に反映させ、今後の施策展開に努めること
- ・地域の活性化に配慮し民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること。

### (施設維持費、業務委託等)

- ・施設維持費等、必要やむを得ないものについても、保守点検、清掃、警備等の契約仕様（頻度、水準等）の見直しに取り組むなど、経費の抑制を図ること。
- ・「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」の対策内容に沿った計画的な施設の維持管理、修繕に努めること。
- ・業務委託を実施する場合は、原則として入札により業者を選定し、随意契約による場合は、その理由を明確にすること。  
また、定例的に行われてきた委託は、業務内容、必要性などを再検討すること。
- ・指定管理者制度等民間活力の活用についても検討すること。
- ・経費節減と質の高いサービス提供のため積極的に民間への業務委託（アウトソーシング）の検討を行うこと（ただし、政策立案等における安易なコンサル委託は厳に慎むこと。）

### (職員給与費)

- ・職員給与費については、令和4年10月の現員現給を基礎に、今後予定されている人事院勧告や定期昇給見込額を反映した額を算定すること。  
なお、定数配置の見直しに伴う所要額の増減及び給与改定等に伴う所要額の増減については、可能な限りこれを反映したもので要求すること。  
(職員給与費については、総務課で十分に精査のうえ要求すること。)

### (債務負担行為)

- ・新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討したうえで、必要に応じて債務負担行為を設定すること。

## ② 投資的事業

- ・本市の社会資本整備の水準等を踏まえ、効率・重点的な整備に努めること。
- ・公共施設等の整備・改修については、当該施設の現況を十分に把握するとともに「公共施設等個別施設計画」を踏まえて、将来の更新費用の平準化や機能の集約・統合等を検討した予算とすること。  
また、インフラ整備についても将来負担を考慮した計画的な維持管理による予算とすること。

## ③ 新規事業等

- ・新規事業については、「新総合計画・新総合戦略」枠を積極的に活用すること。

- ・ 上記以外の新規事業については、臨時経費の枠内で要求することとし、既存事業の見直しによる財源の組換えにより対応すること。
- ・ 新規事業については、成果指標を設定し、事業の終期又は見直し時期を必ず設定すること。

### (3) 公的施設

- ・ 公と民との役割分担や利用状況を十分に踏まえたうえで、既存施設の廃止や統廃合、民間移譲等を含む抜本的な見直しに努めること。
- ・ 借地料を負担している施設については、決算審査の指摘事項にあるとおり、見直しの検討について目標年次を定めるなど積極的に推進すること。
- ・ 施設管理においては、住民サービスの向上をめざして、原則公募による指定管理者制度の導入を積極的に検討すること。

### (4) 特別会計・企業会計

- ・ 特別会計は、特定の事業に係る歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するために設けられたものであり、会計ごとの歳出は会計ごとの歳入で賄われるべきものである。一般会計からの繰入にあたっては、基準内と基準外を明確にし、基準外の一般会計繰出金を縮減できるよう経営改善を図ること。(単なる赤字補填では繰入を行わないものであること。)
- ・ 独立採算を基本とする企業会計の予算は、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、長期的見通しに立って、経営の健全化、効率化を図ること。

### (5) 外郭団体等

- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえ、外郭団体等が担う行政サービスの必要性と補助金等の財政支援が必要最小限となっているか、財政的自立のための経営努力を行っているかの観点から検証すること。
- ・ 委託事業については、事業の主体は市であることを再認識し、各所管において当該団体の業務内容、収支等の財政状況を確認したうえで、所要額を算定すること。

### (6) その他

- ・ 年間見込額を要求すること。(事業費は厳正に見積もり、安易な補正予算等の対応は慎むこと。)
- ・ 国の制度改正内容が明らかになるのが予算編成作業途上になるものもあると考えられることから、各部局は国の動向等に留意のうえ、財務部との連携を密にすること。

### 3 予算見積書及び予算科目等

- (1) 予算見積書は電算入力し、その要求書及び附属書類を提出のこと。  
課名の分かる表紙をつけ、
- ・ 所属部別要求額整理表（様式1）
  - ・ 歳出財源チェックリスト
  - ・ 歳入要求書、歳出要求書（経常）
  - ・ 歳出要求書（臨時）
  - ・ 債務負担行為明細書（様式4）
  - ・ 資料
- の順にページ番号を付しクリップで綴じること。  
また、歳出要求書には、添付資料の該当ページ番号を記入すること。
- (2) 新規事業は、歳入・歳出予算要求書とともに新規事業要求一覧表（様式2）及び新規事業説明書（様式3）を提出すること。
- (3) 予算科目は、令和4年度予算の例によること。
- (4) 当初予算要求の財務システム入力にあたり、大事業毎の標題部（歳出予算見積書トップページ）に[全体事業概要]、[事業目的]、[事業内容]、[問題点・課題等]、[事業効果]を入力すること。

### 4 提出日等

- (1) 提出期限：令和4年11月14日（月）午前中
- (2) 提出場所：本庁舎5F 財政課
- (3) 提出部数：3部（A4版）
- (4) その他：①財務システムへの入力も11月14日（月）午前中までに行うこと。  
②それ以降は数値集計のため入力不可であること。  
③新規事業についても、財務システムへ入力のうへ、期限までに提出すること。  
④提出に当たっては、部・局単位で一括して提出すること。